

○第11回化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会

日時：平成23年2月21日（月）10：00～12：00

議事概要：

（1）清涼飲料水中の化学物質（ホウ素、セレン、マンガン、フッ素）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

1）ホウ素

・審議の結果、ホウ素の耐容一日摂取量（TDI）を $96\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に報告することとなった。

* 金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業などで使用される物質です。自然水中に含まれることはまれですが、火山地帯の地下水、温泉にはメタホウ酸の形で含まれることがあります。

2）セレン

・審議の結果、セレンのTDIを $4\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に報告することとなった。

* 乾式複写機感光体、熱線吸収板ガラスの着色剤、鉛ガラスの消色剤等に用いられる物質です。自然水中に含まれることもありますが、その多くは鉱山排水、工場排水などの混入によります。

3）マンガン

・継続審議となった。

* ステンレス、特殊鋼の脱酸及び添加剤等に用いられる物質です。

水中のマンガンは、主として地質に起因しますが、鉱山排水、工場排水などの混入が原因となることもあります。

4）フッ素

・審議の結果、フッ素のTDIを $0.05\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に報告することとなった。

* 水中にフッ素イオンが存在するのは、主に地質や工場排水の混入に起因します。自然界に広く分布するホタル石はフッ化カルシウムが主成分であるため、温泉地帯の地下水、河川水に多く含まれることがあります。